

救急医療を守ろう!!

救急車・医療機関の適正利用！
急患医療センター、電話相談の活用を！

保健推進課
28-6157
安全・危機管理課
23-6613



二次救急病院は、休日や夜間に、入院や手術が必要な患者に対応するための機関です。

近年、二次救急病院を受診する軽症患者が多くなっており、本来の役割である重症患者への対応に支障をきたしています。また、救急車の安易な呼び出しで出勤回数が増加し、重傷者の搬送に困るケースも増えています。

このままでは、市民のみなさんに適切な医療を提供できなくなる恐れがあり、そうならないために、「愛救143運動」を実施しています。

■愛救143運動

愛救143運動とは、「愛媛の救急医療を守る143万人の県民運動」の略称です。これは医療機関や救急車の適切な利用をみなさん一人ひとりに心掛けていただくための取り組みですので、ご協力をお願いします。

■本市の救急医療体制
救急医療は、症状の軽い順から初期救急、二次救急、三次救急と三つの体制に区分されています。

■小児救急

三次救急

- ・愛媛大学医学部附属病院
- ・県立中央病院

二次救急

- ・四国中央病院
- ・西条中央病院
- ・県立新居浜病院
- ・住友別子病院

■普段からの心掛け

○日頃から「かかりつけ医」を持ちましょう

○健康診断や検診などにより、病気の予防や早期発見に努めましょう

○家庭で薬を常備しましょう

○なるべく医療機関の通常診療時間内に受診しましょう

○平日夜間は急患医療センターを、休日は当番医（19ページ参照）を利用しましょう

■症状が軽いときの対処法

受診のタイミングや当番の医療機関が分からない、子どもの急なげがや病気で心配なことがあれば、左記の県や市のサービスを利用しましょう。

小児救急医療電話相談（19時～翌朝8時）

#8000

089-913-2777

えひめ医療情報ネット

パンロン <http://www.qg.pref.ehime.jp/>

携帯 <http://www.qg.pref.ehime.jp/kt.asp>

県医療対策課

089-912-2449

消防署の音声案内

当番医案内 23-5990

この病院へ行けば良いか分からないとき 23-6611

※広報8月号4ページ内の「病院案内（消防本部）」の電話番号が誤っておりました。お詫びして、訂正いたします。（誤）28-6611 ↓（正）23-6611

9月9日は救急の日 救急車の正しい利用にご協力ください！

9月9日は、救急についてみなさんの理解と認識を深める大切な日です。救急車で行くと診察が早いと考え、安易な利用をしていますが、軽症者や緊急性のない人が救急車を利用することで、一刻を争う人への対応が遅れることとなります。本当に救急車が必要とする人のために、正しい救急車の利用をお願いします。救急車以外に搬送手段がなく、緊急に医療機関に搬送し、診察や処置をしなければならぬ場合は、迷わず救急車を要請してください。

普通救命講習Ⅰ（3時間コース） 受講者の募集について

救急医療週間（9月8日～9月14日）の取り組みとして、普通救命講習Ⅰを実施します。ご夫婦やご友人同士、お一人でも遠慮なくお申し込みください。この講習を受講すると、普通救命講習修了証が発行されます。

日 9月14日（土）9時～12時

場 消防本部または川之江・三島・土居分署（応募人員により決定）

定 50名程度

募 9月10日（火）

問 消防本部 23-6611

急患医療センターのご案内

急患医療センターは初期救急を担い、比較的軽症の患者の受け入れをしています。

平日夜間の急な発熱や腹痛などのときは、四国中央市急患医療センターを利用しましょう。

四国中央市急患医療センターの診療は、下記の市内医療機関の医師のご協力により実施しています。

■診療日 月曜日～土曜日（日曜日、祝日、8月15日・16日、1月1日～3日は休診）

■診療時間 19時30分～22時30分

■診療科目 内科・小児科

※小児救急電話相談も受付

四国中央市急患医療センター
妻鳥町1501番地1
56・1913



〈平成25年度 急患医療センター業務指定医療機関〉

相引医院	生協宇摩診療所
青野医院	相馬医院
大坪医院	中央クリニック
大西内科医院	豊岡台病院
大西泌尿器科クリニック	福田医院
加地医院	ふじえだファミリークリニック
川上こどもクリニック	松風病院
川関高橋医院	三島外科胃腸クリニック
岸田メディカルクリニック	宮崎内科
芝医院	みよし循環器クリニック
しんとう内科医院	クリニック山崎内科
鈴木医院	

救急医療機関の適正受診についてお願いします

急患医療センターは、夜間の急病に対して、応急的な処置を行うことです。診療を受けた翌日は「かかりつけ医」または「専門の医療機関」で治療や検査を受けてください。また、「昼間は仕事で行けないから」などの理由で、休日・夜間に平日の昼間と同じような感覚で安易に救急外来を受診することのないよう、適切な救急医療機関の利用をお願いします。

『特別警報』の発表を開始

気象庁はこれまで、大雨や津波、高潮などにより重大な災害の起こる恐れがある時に、警報を発表して警戒を呼び掛けていました。

今回、より激しい大雨や大きな津波などが予想され、重大な災害による危険性が非常に高まっていることをお知らせし、特別な警戒を呼び掛けるために、8月30日から新たに「特別警報」の発表を開始しました。

特別警報が出た場合、お住まいの

地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。屋外の状況や、避難指示・勧告等に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

特別警報に関する気象庁ホームページ

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/index.html>

問 気象庁 松山地方気象台 防災業務課
089-9333-3610